

井原市公共交通会議（平成 26 年度第 2 回） 会議概要

と き 平成 26 年 7 月 25 日（金）

15 : 00～16:30

ところ 井原市役所 4 階 大会議室

1. 開 会

1) 会議の成立を報告

・ 出席者 委員 25 名中 実出席 24 名

2) 三宅会長あいさつ

3) 前回の会議概要説明（事務局）

2. 協議

1) 路線・ダイヤの見直し（案）について

（民間の路線バス・井原あいあいバス・予約型乗合タクシー）

（三宅会長） 北条早雲線について、「末国」の先の神代町丸山地区を通るようになるということだが、この路線の利用状況はどうか。

（事務局） 路線全体の利用者数は嫁いらず観音線や馬越恭平線に比べて少ないが、昨年度調査における当路線の停留所別の利用者数をみると、「末国」は「井原駅」「早雲の里荏原駅」「井原郵便局前」に続いて 4 番目に多い。

（三宅会長） 野上線について、「大末」～「苅屋原」間の経路を短縮し、短縮区間を含む野上北部全域に予約型乗合タクシーを導入するということだが、これは、地区住民の要望を反映した案と考えてよいか。

（事務局） 昨年度、橋本先生にもご出席いただいて開催された「野上地区の生活交通を考える会」における検討結果を踏まえ、「野上地区まちづくり協議会」より、「公共交通空白地区である福良地区を含む野上北部に予約型乗合タクシーを導入してほしい」という要望があり、それを受けて今回見直しを行うものである。

（委 員） 感想であるが、地区住民が主体となって、地区にとって望ましい生活交通のあり方を考えるという野上地区の取組は大変よい。他地区にも広がったらよいと思う。

（三宅会長） 本年 10 月に公共交通空白地区が解消されるということだが、井原市地域公共交通総合連携計画（平成 23 年 3 月策定）における目標値はどのようなものであったか。

（事務局） 連携計画では、計画策定時点の 41 地区を平成 25 年度中に 19 地区まで減らすという目標を定めていた。また、井原市第 6 次総合計画後期基本計画（平成 25 年 3 月策定）平成 29 年度までに解消を目指すとしていた。いずれも前倒しして達成することになる。

（三宅会長） 公共交通空白地区を解消するという目標が達成されることは喜ばしいが、それで終わりではない。今後は、それぞれの地区において一定のサービス水準（便数、時刻等）を確保した上で、利用の多い地区はさらにサービスの質を高め、利用の少ない地区は見直しを行うといったメリハリのある取組が必要である。

（委 員） 3 点質問したい。

1 点目。JR や井原鉄道のダイヤ改正によって、鉄道とバスとの乗り継ぎが悪くなるという事態は、今後もダイヤ改正の度に発生する可能性がある。事前に情報を

得て、未然に防ぐことはできないか。

2 点目。北条早雲線の神代町丸山地区への延伸は当該地区の住民には喜ばしいことであるが、その他の乗客にとっては乗車時間が長くなり不便になる。見直しの際には、例えば「目的地までの乗車時間を〇分以内にする」といった一定の基準がないと、要望がある限り路線が際限なく長くなることになりかねない。延伸そのものには異論はないが、可否を判断するための基準が必要と考える。

3 点目。予約型乗合タクシーの運行エリアごとの利用状況はどうか。公共交通空白地区を解消するための手段として導入されたにもかかわらず、利用されていない地区はないか。

(事務局)

1 点目について、井笠バスカンパニー「笠岡～井原線」の平日日中における鉄道との乗り継ぎ改善は、「沿線の学校からの要望」として笠岡市から伝え聞いたのが本年 4 月以降であったため、対応が後手に回った。次回の鉄道のダイヤ改正の際(3月)には、こうしたことが起こらないよう事前に調整を図りたい。

2 点目について、神代町末国・丸山地区への延伸の要望は以前からあり、平成 24 年 10 月にまず末国地区まで延伸した。その後、乗降調査において一定の利用があることが確認され、また、この度、バスの転回場を新たに確保できることとなったため、以前から要望のあった丸山地区まで延伸するものである。住民要望を受けての見直しの際には、今後は一定の基準が必要と考えている。

3 点目については、高屋北部のように 1 ヶ月に 20 回以上運行のあるエリアもあれば、峠村・野畑のようにほとんど利用のなかったエリアもある。利用状況は運行区域によってまちまちである。

(委員)

実際の利用者数がゼロであることは問題ない。移動手段を持たない人に、公共交通の利用機会を提供していることが重要である。問題なのは、困っている人がいるにもかかわらず、利用者がいない場合である。利用が少ないエリアでは、「予約型乗合タクシー自体が住民に認知されているか」「運行計画(目的地や時刻等)に欠点はないか」について、十分に検証する必要がある。

また、鉄道とバスとの乗り継ぎについては、表計算ソフトを用いて、時刻を入力すると十分な乗り継ぎ時刻があるか否かを判定できるような仕組みを作っておいてはどうか。

(三宅会長)

ダイヤ改正の情報はできる限り早く入手し、JR や井原鉄道と相互に交換するようにしてほしい。

路線の延伸等について何らかの基準を定めることは、利用者数を増やすためにも必要である。公共交通空白地区の解消という目標が達成されたことは、言い換えれば、新たなスタート地点に立ったということでもあるので、今後もみなさんの知恵をいただきながら、よりよい公共交通体系の実現を目指したい。

(委員)

予約型乗合タクシーの運行拡大について、どのような方法で周知を行うのか。私は芳井町の共和地区に住んでいるが、対象地区の全世帯に行き渡るような周知方法をお願いしたい。

(事務局)

運賃や予約方法、時刻、運行区域等を記載した A3 版の「井原市予約型乗合タクシーご利用案内」をエリアごとに作成し、新たに導入する地区については、各世帯に 1 枚ずつ配布する予定である。配布の際には、利用登録のご案内も兼ねて、運行事業者とともに地区を回ることであればと考えている。

(委員) 今回、宇内塚に予約型乗合タクシーを導入するということが、私は芳井町の仁郷地区に住んでいる。仁郷地区よりも北の井山地区では井原あいあいバス（天神峡線）を利用している人がいるが、仁郷地区から乗車する場合は芳井町中心部までの乗車時間が長く、車で下った方がはるかに早い。また、「バスは乗降口に段差があるため乗り降りがしづらい。予約型乗合タクシーなら利用するのに」という声をよく耳にする。そういったことから、距離的に近い仁郷地区も予約型乗合タクシーの運行区域に含めていただけるとありがたい。

(三宅会長) バスが良いか、予約型乗合タクシーが良いのか、一つの地区でも様々な意見がある。野上地区では、地区住民が主体となって検討した結果、地区の総意として「井原あいあいバスの経路を短縮して予約型乗合タクシーを導入してほしい」という要望が出された。したがって、要望があれば地区の中で意見をまとめたいただき、その結果を今後の見直しに反映させたい。

(事務局) 野上地区でも様々な意見はあったが、一つの地区で井原あいあいバスと予約型乗合タクシーの両方を運行している例はないため、全体として意見の多かった案にまとまったという経緯がある。

また、車両については、段差のない車両に更新したいところであるが、坂が多いという地形的な問題もあり、なかなか進んでいないのが現状である。

(三宅会長) 足腰の不自由な方が公共交通を利用する機会が以前に比べて増えている。交通事業者のみなさんには、そういった方が乗り降りする際には今まで以上に手を差し伸べていただけるようお願いしたい。

(委員) 私は芳井町の西吉井に住んでいるが、井原あいあいバス（阪谷朗廬線）が数年前に廃止されて以来、地区にはバスが走っていない。私の自宅から、予約型乗合タクシーを利用することはできるのか。

(事務局) 平成 25 年 10 月に、西吉井の矢谷・一心・坂本地区に予約型乗合タクシーを導入しており、対象地区の方は利用できる。ただし、最寄りのバス停留所から 1km 以内の距離にある追崎・初崎地区については、予約型乗合タクシーの運行区域には含まれていないため利用することができない。

(三宅会長) 周知のやり方として、現在は予約型乗合タクシーを利用できる地区の住民を対象にお知らせしている。委員のみなさんには、これからも率直な意見をお寄せいただきたい。

委員のみなさんからご質問等はないか。

ご質問等がなければ、原案の通り承認してよいか。

委員拍手（協議事項承認）

## 2) 公共交通に関する新たな計画の策定に向けて

### ・事務局説明

(三宅会長) 私が公共交通に携わっていた当時（平成 11 年から 6 年間）は、井原あいあいバスについて「1 便あたり利用者数が 10 人以上だと増便、3 人を下回ると減便を検討する」という基準があったと記憶している。今回の事務局の説明は、公共交通に関する新たな計画の策定とあわせて、そういった基準を改めて設定してはどうかということである。

(委員) 事例として紹介された高梁市の計画策定に関わったことを踏まえ申し上げるが、

交通事業者及び行政と住民の双方に対して、条件を課すことが計画策定にあたってのポイントである。「住民の要望を受けてバスを走らせるようにしたものの、結局誰も乗っていない」という状況に陥らないよう、交通事業者及び行政に対しては「誰もが利用しやすい公共交通サービスを提供する」という条件を課し、住民に対しては「利用が少ない場合は減便の対象とする」という条件を課す。こうして、交通事業者及び行政と住民の双方が責任を果たさねばならない仕組みを構築することにより、互いに連携して利用促進に取り組むことができる。今後、現行計画の最終年度である平成 27 年度にかけて、より良い目標や成果指標をみなさんと共に考えていきたい。

(委員) 今後の検討にあたっては、老人会等の地域の集まりにおいて公共交通の実情を説明し、住民に納得してもらうことが大切である。「公共交通を守っていくために、自分たちも積極的に関わっていく必要がある」という住民の機運を盛り上げていく必要がある。

(三宅会長) この会議の場において、公共交通の重要性がますます高まっていく 5 年先・10 年先を見据えて、委員のみなさまには今後も積極的な発言をお願いしたい。

(委員) 本年 5 月に「地域公共交通活性化・再生法の一部を改正する法律」が成立し、11 月から施行予定である。公共交通がまちづくりの一環として位置づけられることが改正の大きなポイントであり、策定する計画の名称も「地域公共交通網形成計画」に変わる。先ほど説明のあった今後の取組は非常に重要なことであり、新たに策定する計画がより良いものになるよう、今後も議論を深めていただきたい。そのためにも、国の動きに関する情報は随時提供していきたい。

(三宅会長) 委員のみなさんからご質問等はないか。  
ご質問等がなければ、原案の通り承認してよいか。

委員拍手 (協議事項承認)

### 3. その他

・ 事務局説明 (公共交通祭りの開催について)

(三宅会長) 10 月に開催する「公共交通祭り」等のイベントを通して、今後も、公共交通の住民への周知に取り組んでいきたい。

### 4. 閉会

以上